

柏市地域防災計画の修正概要

柏市地域防災計画について

「柏市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、柏市防災会議が作成する計画です。

さまざまな災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市及び防災関係機関、市民が連携して、被害の軽減対策や災害発生時の対応、早期の復旧・復興方法などについて、あらかじめ定めておくものです。

(1) 上位計画の改定に伴う修正

令和6年6月に改定された国の防災基本計画の内容に基づき修正しました。

項目	修正内容
1. 水害対策の強化	・ワンコイン浸水センサによる「柏市管路内水位観測システム（Riskma（リスクマ）」の導入（風-43） 市内の雨水管等に設置した水位計や道路等に設置したセンサーによる水位情報や道路冠水の情報及び国・県や近隣の自治体に設置された観測機器（河川水位計、雨量計など）によるリアルタイムの観測情報を確認する。
2. 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	・避難所外避難者に対する支援の構築のため、避難所の施設整備の強化を図る（震-55）
3. 避難所運営	・避難所の生活環境の充実及び運営面の改善し、被災生活中の健康管理の対策（震-143） ・マンホールトイレ・給水拠点の整備、拡充（震-75）
4. 物資調達・輸送	・地域内輸送拠点設立の際に効率的な運営を図るため運送事業者等と連携して確保（震-151）

(2) 柏市の防災体制の変更等に伴う修正

柏市の防災体制の変更に伴い、以下の内容を修正しました。

項目	修正内容
1. 指定避難所の避難施設の拡充	・指定避難所一人当たりの専有面積の基準を4㎡に統一。 学校の場合、「①体育館・武道場②特別教室③普通教室」と避難者数や災害の規模に応じて段階的に開設をすることで、想定避難者数分の避難スペースを確保（震-54）
2. 災害対策本部等、災害対応チームの設置場所の変更	・災害時の防災機能の強化を目的として次のとおり変更 災害対策本部 本庁舎3階庁議室⇒本庁舎3階低層棟（震-94） コールセンター 第5・第6委員会室 ⇒本庁舎3階302会議室（震-96） 救護本部 本庁舎3階302会議室⇒本庁舎3階低層棟（震-120）
3. 地区災害対策本部職員の構成変更	・迅速な避難所開設を目的に次のとおり変更 避難所開設・運営員を地区災害対策本部付に統一 地区災害対策本部員を増員し、各指定避難所に3名の職員を配置（震-99, 100）
4. 職員配備体制の基準を変更	・配備を目的に次のとおり変更 震災編の配備体制に情報収集体制の明記（震-92） 風水害編の配備体制に情報収集体制の明記（風-26） 警戒第一配備から警戒第二配備 ⇒ 「警戒配備」に統一 非常第二配備 ⇒ 消防局職員を除く全職員の1/2以上に変更

(3) その他修正

誤字・脱字の修正、企業や団体・サービス名等の名称変更に伴い、計画の各所を修正しました。